

森ノ宮医療大学 入学時成績優秀者学納金減免制度細則

令和2年3月17日制定

令和3年3月16日改定

令和4年3月15日改定

令和6年2月27日改定

(趣旨)

第1条 この細則は森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）が毎年指定する入学試験における合格者に対し、森ノ宮医療大学授業料等納入規程に定める、学納金の減免（以下、「本減免制度」という。）について定めることとする。

(目的と減免対象者)

第2条 本減免制度は、面接試験および学科試験ともに優秀な成績で合格した者に対し、学業奨励を目的として学納金を減免され、減免対象者は、本学が毎年指定する入学試験に合格した全学部の成績上位15名以内とする。ただし、指定校推薦選抜で合格した者は本減免制度の対象とはならない。

(減免額)

第3条 本減免制度として減免する金額は、入学初年度の学納金のうち、授業料および教育充実費全額とする。

(資格審査決定)

第4条 減免対象者の資格審査及び決定は、教授会を選考委員会として審査し、学長が決定する。

(奨学金との関係)

第5条 本減免制度の受けている期間（入学初年度）に、本学が定める給付型奨学金を受けることはできない。

(資格喪失)

第6条 減免対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、すでに決定した本減免制度による減免を停止し、またすでに減免した全額について返還を求めることができる。

- (1) 学生の身分を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学則による懲戒処分を受けたとき
- (4) その他減免対象者として適当でないと認められたとき

2 ただし、前項の各号において相当の事由があり、教授会の議を経て学長が認めた場合、資格喪失の場合であっても返還を求めない。

(所管)

第7条 この細則に基づく学納金減免に関する事務は、学生支援課が所管する。

附則

- 1 この細則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 3 この細則は令和4年4月1日から施行する。
- 4 この細則は令和6年2月27日から施行する。